

令和8年2月10日
近検協第07-070号

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



令和8年1月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、1月度の受付台数は17,058台で前年同月比106.4%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 建物の区分所有に関する法律（区分所有法）が改正されます。

令和8年4月1日より老朽化したマンション等の管理及び再生の円滑化を図るため、建物の区分所有等に関する法律の一部が改正されます。（令和7年法律第47号）

検査報告に関係する内容については、マンション等に特化した財産管理制度を創設することにより管理不全の専有部分及び共有部分等を裁判所が選任する管理人に管理させる制度が施行されます。また裁判所が選任した「管理人」については4月1日以降の検査において記載が可能となります。

※ここで言う「管理人」は定期検査報告書（第一面）の管理者欄に記載する管理人とは内容が異なりますのでご注意願います。

今後、所有者欄や管理者欄を「管理人」名で提出する場合は、上記の裁判所が選任した「管理人」であるかを報告会社にてご確認いただくようお願いいたします。

（国土交通省発行資料）

URL : <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001909545.pdf>

2. 所有者または管理者の住所と電話番号（市外局番）が異なる場合について

定期検査報告書（第一面）に記載されている所有者、管理者の住所と市外局番が異なる場合においては従来から連絡先の記入をお願いしており、連絡先の記載のないものについては協議会より報告会社へ確認の問い合わせを行っております。

しかし近年IP電話やクラウドPBX（クラウド型電話交換機）などの普及により、住所と違う市外局番を使用するケースが増えつつあります。

今後は、上記のケースを考慮し（第一面）の住所と市外局番が異なり連絡先の記入がない場合においては、協議会から報告会社への問い合わせをやめさせていただきます。

なお、住所と市外局番が異なる場合においては従来通り連絡先の記載をお願いいたします。

以上